

高等教育の修学支援新制度に関する授業料減免および延納措置

「高等教育の修学支援新制度」は、経済的な理由で大学等への進学や修学を断念することがないように、入学金・授業料の減免と給付型奨学金による支援を行う国の制度です。

本学は、文部科学省より本制度の対象機関として認定されております。

つきましては、この制度の趣旨に鑑み、制度の支援対象となる方に向けた「授業料減免および延納措置」を実施いたします。これにより、入学手続き時に本制度の採用候補者となっている方は、所定の手続きを行うことで授業料の減免が適用されるとともに、1年次前期の授業料・教育充実費の納入期日を延期（延納）できます。

本措置をご利用いただくことで、入学手続き時の経済的なご負担を軽減し、安心して入学準備を進めていただけます。

1. 対象

「高等教育の修学支援新制度」を利用して、日本学生支援機構の給付奨学金を申請し、採用候補者として決定した方（「採用候補者決定通知」を持っている方）

2. 措置内容

原則として、募集要項に記載されている学納金手続締切日までに「入学金」「1年次前期分の授業料」「1年次前期分の教育充実費」の一括納入が必要です。ただし、対象となる方につきましては、以下のとおり別途対応いたします。

入学金	募集要項に記載されている学納金手続締切日までに全額納入していただきます。 入学後に正式決定される支援区分に応じ、入学金減免額を返金いたします。
授業料 (1年次前期分)	採用候補者決定通知に記載された支援区分に応じ、授業料を減免いたします。 減免後の授業料は、延納措置として納入を一定期間猶予いたします。
教育充実費 (1年次前期分)	延納措置として納入を一定期間猶予いたします。

3. 手続き方法

■ 申請の流れ

No.	内容	対応者
①	以下のフォームから授業料減免および延納措置の申請をしてください。 次のページに申請期日を記載しています。 〈フォーム〉 https://forms.gle/64Lh2nCkcdJZazwe6  〈注意事項〉 ●Google アカウント フォームの申請には、Google アカウントでのログインが必須です。 アカウントをお持ちでない方は、お手数ですが以下より新規作成をお願いいたします。 ◆ Google アカウントの作成はこちら https://www.google.com/intl/ja/account/about/  ●事前準備 フォーム内で以下の情報が必要となりますので、あらかじめご準備いただくとスムーズに申請が可能です。 ・「採用候補者決定通知」の画像データ ・受験番号（合格通知に記載されています） ●手続き期間 合格された入試の種類によっては、手続き期間が短く設定されています。 申請期日にご注意いただき、手続きを完了させていただきようお願いいたします。	入学予定者
	申請内容の確認後、受理された入学予定者の方には、以下の振込用紙 2 点をご自宅宛に郵送いたします。 ・入学金の振込用紙 ・授業料等の振込用紙 （内訳：減免後の授業料、教育充実費）	愛知東邦大学
②	「入学金の振込用紙」を利用して、<u>募集要項に記載されている学納金手続締切日までに</u>納入してください。 ※本措置に入学金の延納はありません。	入学予定者
③	「授業料等の振込用紙」を利用して、減免後の授業料・教育充実費を<u>延納後の学納金手続締切日までに</u>納入してください。	入学予定者

■申請期日および延納後の納入期日

各入試に設定された学納金手続締切日ごとに授業料延納措置の申請期日を設けています。

合格した入試の学納金手続締切日を募集要項でご確認ください。

学納金手続締切日		授業料減免および延納措置 申請期日	【延納】 授業料・教育充実費手続締切日
2027年1月21日（木）	→	2027年1月13日（水）17時まで	2027年3月17日（水）
2027年2月18日（木）	→	2027年2月11日（木）17時まで	2027年3月17日（水）
2027年3月4日（木）	→	2027年3月1日（月）17時まで	2027年3月17日（水）
2027年3月17日（水）	→	2027年3月12日（金）17時まで	2027年3月24日（水）

（ケース1）「自己プロデュース入試 前期」合格者の場合

募集要項に記載のとおり、学納金手続締切日は「2027年1月21日（木）」です。

そのため、授業料減免および延納措置の希望者は「2027年1月13日（月）17時まで」にフォーム申請をしてください。

申請が受理された方は、ご自宅宛に振込用紙2点が届きます。

入学金の振込用紙を利用して「2027年1月21日（木）」までに納入してください。

授業料等の振込用紙を利用して「2027年3月17日（水）」までに納入してください。

（ケース2）「一般入試 中期」合格者の場合

募集要項に記載のとおり、学納金手続締切日は「2027年3月4日（木）」です。

そのため、授業料減免および延納措置の希望者は「2027年3月1日（月）17時まで」にフォーム申請をしてください。申請が受理された方は、ご自宅宛に振込用紙2点が届きます。

入学金の振込用紙を利用して「2027年3月4日（木）」までに納入してください。

授業料等の振込用紙を利用して「2027年3月17日（水）」までに納入してください。

4. 本措置の申請期日までに申請をしなかった場合

募集要項に記載されている学納金手続締切日までに、入学金・授業料等の全額を一度納入していただく必要があります。入学後、高等教育の修学支援新制度の対象者として本学が認定した段階で、該当する減免額を返還いたします。

入学後の必須手続き（必ずご確認ください）

予約採用者の方は、入学後に所定の手続きが必要です。

手続きを行わない場合、採用候補者の資格が失効し、授業料減免および給付奨学金の正式採用とはなりません。その結果、授業料の減免は適用されず、授業料を「全額納入」していただくことになります。指定された期日までに納入されない場合は、除籍となります。なお、手続きの詳細は入学後4月に開催する「奨学金ガイダンス」にて説明いたしますので、対象者の方は必ず出席してください。

■お問い合わせ■

入試広報課 TEL：052-782-1600（直通）